

市営住宅・単独住宅入居申込について

※ 申込の出来る方は下記の条件に該当する方のみです。

- 1 現在、宇土市内に住所または勤務場所を有すること。
- 2 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者など）がいること。
(ア) 婚約者と申込む場合、入居手続きまでに婚姻届の提出がない場合は、入居できません。
(イ) 内縁関係とは、戸籍上配偶者がなく、住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」とある方。
(ウ) 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- 3 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 4 入居しようとする親族の収入が基準内であること。
- 5 単身入居者については 60 歳以上又は、障がい者（身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者）又は、DV 被害者であること。
- 6 入居しようとする親族が持ち家を所有していないこと。
- 7 入居する世帯員のなかに地方税等を滞納している者がいないこと。
- 8 申込者及び同居しようとする親族がいずれも暴力団員等でないこと。

《 申込の皆様へ 》

市営住宅・単独住宅は賃貸形式の共同住宅です。皆様に気持ちよく生活していただく為、いくつかのルールを定めています。

特に下記禁止事項については、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

- ◎ 犬、猫、にわとりなど他人の迷惑になるおそれのある動物の飼育の禁止
- ◎ 住宅の用途以外の使用、騒音、他人に迷惑をかける行為等の禁止
- ◎ 入居が決定された方には、「住まいのしおり」を配布しますので、確認してください。

《 その他 》

【駐車場について】

入地（月額 1,300 円）・南段原団地・災害公営境目団地（月額 1,000 円）については、駐車スペースが 1 台分確保されているため車庫証明が取得できますが、それ以外の団地では車庫証明は取得できません。

境目単独住宅（月額 1,000 円）については、1 台分確保されているため車庫証明が取得できます。

市営住宅・単独住宅入居申込要領

(1) 別紙、「市営住宅入居申込書又は市営単独住宅入居申込書」に必要事項を記入し、下記書類を添付のうえ申し込んでください。

(2) 添付書類

① **収入証明書**（所得課税証明書又は源泉徴収票など）【税務課】

※ 入居者で収入が無い方も、収入証明書が必要です。

個人番号（マイナンバー）利用で収入証明書を提出したものとみなすことができます。

② **市税・上下水道料金の滞納のない証明書**（家族全員分）

・市税【税務課】

・上下水道料金【上下水道課】

③ **住民票謄本**（家族全員、続柄が記載されているもの）【市民保険課】

個人番号（マイナンバー）利用で住民票謄本を提出したものとみなすことができます。

④ **健康保険証の写し**（家族全員分）

⑤ 上記以外の書類（該当者のみ）

- ・ 婚約中の方（入居日までには入籍していること） ————— 婚約証明書
- ・ 退職予定の方（入居日までには退職していること） ————— 退職予定証明書
- ・ 障害者、精神薄弱等の認定を受けている方 ————— 証明できる手帳の写し
- ・ 寡婦及び寡夫の方 ————— 戸籍謄本【市民課】
- ・ DV 被害者の方 — 女性相談センターが発行する証明書（一時保護証明書に限る）
又は、裁判所の保護命令書決定書の写し
- ・ 入居予定の方で 16 歳以上 23 歳未満の方 ————— 在学証明書、身分証明書
- ・ 生活保護受給者 ————— 保護証明書【福祉課】

(3) 注意事項

① 「入居申込について」を十分お読みになって申し込んでください。

② 希望団地は、今回募集する空室になります。

③ 入居申込書、添付書類の内容に虚偽の記載があった場合は、理由のいかんに関らず失格となります。

④ 提出書類に不備があった場合は、書類のお預かりはできません。書類が揃った時点での受付となります。

⑤ 個人番号（マイナンバー）利用の場合、番号確認と本人確認をおこないますので下記

のものを持参ください。

- ・申込者と入居予定者の個人番号カード又は通知カード
- ・窓口に来られた方の免許証，個人番号カード等の本人確認書類（申込者本人，同居者以外の方の場合委任状も必要）

- ⑥ 申込み後，記載事項に変更が生じた場合は，宇土市役所 都市整備課 建築住宅係まで連絡をお願いします。
- ⑦ 申込み後，審査を行い，募集戸数より申込数が多い場合は，抽選会を実施します。抽選会で当選された方は，入居可能となった時に記載されている連絡先へ連絡を行います。連絡がつかない場合又は，意思表示がない場合は，入居の申込みを辞退されたものとみなしますので御了承ください。

詳しくは

宇土市役所 都市整備課 建築住宅係

TEL 0964-22-1111（内線 711）までお尋ねください。